

法務省民事局参事官室 御中

公益社団法人日本精神保健福祉士協会
会 長 田 村 綾 子



「民法（成年後見等関係）等の改正に関する中間試案」に関する意見書

平素より本協会事業に格別のご理解、ご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

本協会は、精神障害者の権利擁護の重要性に鑑み、2009 年に認定成年後見人ネットワーク「クローバー」を設置し、主に精神障害者に対する成年後見人等の養成、候補者推薦等を行う認定成年後見人ネットワーク「クローバー」運営事業を実施しております。

さて、2025（令和 7）年 6 月 25 日付でご依頼のありました掲題中間試案について、精神保健福祉士専門職後見人等の法定後見における経験を踏まえ、下記のとおり本協会の意見・要望を提出いたします。

つきましてはご高配のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

記

私たちは、被後見人等の意思判断能力を、障害程度や精神疾患の症状の有無のみで規定はできないと考えます。地域で豊富な人間関係に支えられて暮らしている方もいれば、精神科病院に長期入院し続け、自分の意思を形成するための情報が限られている方もいらっしゃると思います。被後見人等がどのような環境に暮らしてきたのかという観点を考えることが大切です。その経過から今般の中間試案で示された成年後見制度の見直しの必要性に賛同いたします。

精神保健福祉士は、精神障害のある方の固有の状況に合わせて支援してまいりました。地道な情報提供や話し合いを続け、様々な出来事を経験する過程において、ご本人の不安は自信に変わり、主体的に行動する意欲が育まれることを知り得ております。支援者らによる関わりを通して、ご本人の意思の形成、表明、実現が変わることを重視すべきです。

今回の民法（成年後見等関係）等の改正における「法定後見制度の枠組み、事理弁識能力の考慮の方法並びに保護開始の審判の方式及び効果」では、類型を一元化した乙 1

案を支持いたします。乙2案の予め類型を残す枠組みは残すべきではないと考えます。障害程度や症状で固定的に判断し、類型にあてはめる方法は無くすべきです。乙1案にあるように、ご本人の生活に必要な事項に特化して、個別に判断し、権限を付与する方が、被後見人等の自己決定を必要以上に制限することがなく、また、障害者権利条約の問題提起に応える意味でも適合していると考えます。

「第2 法定後見の終了」の「2 法定後見に係る期間」については、家庭裁判所が法定後見を開始する際に期間を定め、更新がない限り期間満了時に法定後見が終了する乙1案を支持します。漫然と不必要な権限を有し続ける仕組みは避けるべきだと考えるためです。例えば、地域で孤立した状況におられる方には、後見人等や支援者を中心に生活の環境を整え、意思決定の機会を増やすことができます。経験を積み重ねた結果、当初必要とした代理権等が不要になる場合があると思われます。被後見人等への関わりによって生まれる変化を確かめ、既に有している権限の内容を精査し、その要否を判断することが重要と考えます。

最後に、「第3 保護者に関する検討事項」の「2 保護者の解任（交代）等」については、申立て前にご本人の意思を聞き、選任の判断に活かすのと同じように、後見人等の交代でも解任事由の有無だけではなく、ご本人等の意思を尊重した検討が行われる仕組みが必要であると考えます。さらには、乙案の「解任事由に関して本人の利益のために」という記載部分には、本人の利益に加えて本人の意思の尊重も含める表現を加えていただきたいと思います。

以上

【問い合わせ】

公益社団法人日本精神保健福祉士協会事務局／洗

〒160-0015 東京都新宿区大京町2-3-3

四谷オーキッドビル7F

TEL. 03-5366-3152 FAX. 03-5366-2993

E-mail : s-arai@jamhsw.or.jp